

短期社債等の振替に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 振替機関

第一節 通則（第三条―第七条）

第二節 業務（第八条―第十四条）

第三節 監督（第十五条―第二十四条）

第四節 合併、分割及び営業の譲渡（第二十五条―第三十二条）

第五節 加入者集会（第三十三条―第三十九条）

第六節 解散等（第四十条―第四十三条）

第三章 短期社債の振替

第一節 通則（第四十四条・第四十五条）

第二節 振替口座簿（第四十六条―第五十条）

第三節 振替の効果等（第五十一条―第五十八条）

第四節 短期社債の発行等に関する商法の特例（第五十九条）

第五節 雑則（第六十条・第六十一条）

第四章 その他の短期社債等の振替（第六十二条）

第五章 雑則（第六十三条―第六十八条）

第六章 罰則（第六十九条―第七十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、短期社債等の振替を行う振替機関及び短期社債等の発行、譲渡等に関し必要な事項を定めることにより、短期社債等の流通の円滑化を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「短期社債」とは、次に掲げる要件のすべてに該当する社債をいう。

一 契約により社債の総額が引き受けられるものであること。

二 各社債の金額が一億円を下回らないこと。

三 元本の償還について、社債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

五 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により担保が付されるものでないこと。

2 この法律において「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 短期社債

二 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債

三 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目

的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附

則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定

目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項に規定する特定

短期社債を含む。)

3 この法律において「振替機関」とは、次条第一項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう。

4 この法律において「加入者」とは、振替機関が第十二条第一項の規定により短期社債等の振替を行うための口座を開設した者をいう。

第二章 振替機関

第一節 通則

(振替業を営む者の指定)

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請により、この法律の定めるところにより第八条第一項に規定する業務（以下「振替業」という。）を営む者として、指定することができる。

一 第二十二條第一項の規定によりこの項の指定を取り消された日から五年を経過しない者でないこと。

二 この法律若しくは株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号。以下この項及び第八条において「保管振替法」という。）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑

(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

三 取締役又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 第二十二條第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合若しくは保管振替法第九條の第二項の規定により保管振替法第三條第一項の指定を取り消された場合又はこの法律若しくは保管振替法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役又は監査役(外国の法令上これらと同様に取り扱われている者を含む。ホにおいて同じ。)であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第二十二條第一項の規定若しくは保管振替法第九條の二第一項の規定又はこの法律若しくは保管振替法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役又は監査役でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ 前号に規定する法律、商法（明治三十二年法律第四十八号）、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條の二、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六條、第四十七條、第四十九條若しくは第五十條の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

四 定款及び振替業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）が、法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより振替業を適正かつ確実に遂行するために十分であると認められること。

五 振替業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

六 その人的構成に照らして、振替業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。

2 主務大臣は、前項の指定をしたときは、その指定した振替機関の商号及び本店の所在地を官報で公示しなければならない。

(指定の申請)

第四条 前条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本の額及び純資産額

三 本店その他の営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役の氏名

五 振替業以外の業務を営むときは、その業務の内容

2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

二 定款

三 会社登記簿の謄本

四 業務規程

五 貸借対照表及び損益計算書

六 収支の見込みを記載した書類

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める書類

(資本の額等)

第五条 振替機関の資本の額は、政令で定める金額以上でなければならない。

2 前項の政令で定める金額は、五億円を下回ってはならない。

3 振替機関の純資産額は、第一項の政令で定める金額以上でなければならない。

(資本の額の変更)

第六条 振替機関は、その資本の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 振替機関は、その資本の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

(秘密保持義務)

第七条 振替機関の取締役、監査役若しくは職員又はこれらの職にあった者は、振替業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二節 業務

(業務の範囲)

第八条 振替機関は、この法律の定めるところにより、短期社債等の振替に関する業務を行うものとする。

2 振替機関は、振替業のほか、保管振替法第三条第一項に規定する保管振替業及び保管振替法第四条の二第一項ただし書の規定により承認を受けた業務（次項及び次条第一項において「保管振替業等」とい

う。)を営むことができる。

3 前項の規定は、振替機関が保管振替業等を営む場合において、保管振替法及びこれに基づく命令の適用を排除するものと解してはならない。

(兼業の制限)

第九条 振替機関は、振替業及び保管振替業等のほか、他の業務を営むことができない。ただし、振替業に関連する業務で、当該振替機関が振替業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 振替機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(振替業の一部の委託)

第十条 振替機関は、主務省令で定めるところにより、振替業の一部を、主務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 振替機関は、前項の規定による振替業の一部の委託に関する契約には、業務を委託する相手方が当該業務を他の者に委託しない旨の条件を付さなければならない。

(業務規程)

第十一条 振替機関は、業務規程において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 取り扱う短期社債等に関する事項

二 加入者の口座に関する事項

三 振替口座簿の記録に関する事項

四 第五十六条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。第十九条において同じ。）に規定する場合の義務の履行に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

(口座の開設及び振替口座簿の備付け)

第十二条 振替機関は、業務規程の定めるところにより、他の者のために、その申出により短期社債等の振替を行うための口座を開設しなければならない。

2 振替機関は、第五十六条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の義務を履行する目的のため、自己のために短期社債等の振替を行うための口座（以下「機関口座」という。）を開設することができる。

3 振替機関は、振替口座簿を備えなければならない。

（発行者の同意）

第十三条 振替機関は、あらかじめ発行者から当該振替機関において取り扱うことについて同意を得た短期社債等でなければ、取り扱うことができない。

2 前項の場合において、発行者は、特定の種類の短期社債等について一の振替機関に同意をしたときは、当該短期社債等について他の振替機関に同意をしてはならない。

（差別的取扱いの禁止）

第十四条 振替機関は、特定の加入者又は発行者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

第三節 監督

（帳簿書類等の作成及び保存）

第十五条 振替機関は、主務省令で定めるところにより、業務に関する帳簿書類その他の記録を作成し、保存しなければならない。

（業務及び財産に関する報告書の提出）

第十六条 振替機関は、決算期ごとに、業務及び財産に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、主務省令で定める。

（定款又は業務規程の変更）

第十七条 振替機関の定款又は業務規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（商号等の変更の届出）

第十八条 振替機関は、第四条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があったときは、その旨及び同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により振替機関の商号又は本店の所在地の変更の届出があったときは、その旨

を官報で公示しなければならない。

(事故の報告)

第十九条 振替機関は、第五十六条第一項に規定する場合その他の主務省令で定める事故が生じたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(報告及び検査)

第二十条 主務大臣は、振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、振替機関に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、振替機関の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第二十一条 主務大臣は、振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、振替機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第二十二条 主務大臣は、振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定若しくは第九条第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役若しくは監査役の解任を命ずることができる。

一 第三条第一項第二号又は第三号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

二 第三条第一項の指定当時に同項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

三 不正の手段により第三条第一項の指定を受けたことが判明したとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 主務大臣は、前項の規定により第三条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(業務移転命令)

第二十三条 主務大臣は、振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、振替業を他の株式会社に移転することを命ずることができる。

一 前条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消されたとき。

二 振替業を廃止したとき。

三 解散したとき（設立、合併又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。

四 振替業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができない事態又は破産の原因たる事実の生ずるおそれがあると認められるとき。

(業務移転命令に伴う株主総会の特別決議に関する特例)

第二十四条 前条の規定による命令を受けた振替機関（次項において「特定振替機関」という。）における商法第二百四十五条第一項、第三百四十三条、第三百四十五条第二項（同法第三百四十六条において準用する場合を含む。）、第三百七十四条ノ十七第四項又は第四百八条第三項の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができ

る。

2 特定振替機関における商法第四百八条第四項の規定による決議は、同項の規定にかかわらず、出席した株主の過半数であって出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができ
る。

3 第一項の規定により仮にした決議（以下この項及び次項において「仮決議」という。）があった場合において、各株主に対し、当該仮決議の趣旨を通知し、当該仮決議の日から一月以内に再度の株主総会を招集しなければならない。

4 前項の株主総会において第一項に規定する多数をもって仮決議を承認した場合には、当該承認のあった時に、当該仮決議をした事項に係る決議があったものとみなす。

5 前二項の規定は、第二項の規定により仮にした決議があった場合について準用する。この場合において、前項中「第一項」とあるのは、「第二項」と読み替えるものとする。

第四節 合併、分割及び営業の譲渡

（特定合併の認可）

第二十五条 振替機関を全部又は一部の当事者とする合併（合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が振替業を営む場合に限る。以下この条及び次条において「特定合併」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする振替機関は、特定合併後存続する株式会社又は特定合併により設立される株式会社（以下この条において「特定合併後の振替機関」という。）について第四条第一項各号に掲げる事項を記載した合併認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 合併認可申請書には、合併契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 特定合併後の振替機関が第三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

5 特定合併後の振替機関（振替機関が特定合併後存続する株式会社である場合を除く。）は、特定合併の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 特定合併後の振替機関は、特定合併により消滅した振替機関の業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

（特定合併の場合の加入者の承認）

第二十六条 振替機関は、特定合併を行うときは、商法第四百八条第一項の株主総会の承認の決議のほか、加入者の承認を受けなければならない。

（新設分割の認可）

第二十七条 振替機関が新たに設立する株式会社は振替業の全部又は一部を承継させるために行う新設分割（以下この条及び次条において単に「新設分割」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする振替機関は、新設分割により設立される株式会社（以下この条において「設立会社」という。）について次に掲げる事項を記載した新設分割認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 設立会社が承継する振替業

- 3 新設分割認可申請書には、分割計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の認可の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 設立会社が第三条第一項第三号から第六号までに掲げる要件に該当すること。

- 二 振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

- 5 設立会社は、新設分割の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

- 6 設立会社は、新設分割をした振替機関の承継の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

（新設分割の場合の加入者の承認）

第二十八条 振替機関は、新設分割を行うときは、商法第三百七十四条第一項の株主総会の承認の決議のほか、加入者の承認を受けなければならない。

（吸収分割の認可）

第二十九条 振替機関が他の株式会社に振替業の全部又は一部を承継させるために行う吸収分割（以下この条及び次条において単に「吸収分割」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする振替機関は、吸収分割により振替業の全部又は一部を承継する株式会社（以下この条において「承継会社」という。）について次に掲げる事項を記載した吸収分割認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 承継会社が承継する振替業

3 吸収分割認可申請書には、分割契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 承継会社が第三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。